

次の土地改良事業廃止協議については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業廃止事由書の写しを次により平成二十二年四月五日から平成二十二年四月二十六日まで縦覧に供する。

なお、この決定に對して異議がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に、広島県東部農林水産事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十二年四月五日

広島県東部農林水産事務所長 藤 本 隆 文

世羅町	事業主体	地 区 名	事 業 名	縦 覧 場 所
徳市				
農業用排水施設整備事業				世羅町役場